

第25期 第6回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和5年11月30日

伊予市農業委員会

# 第25期

## 第6回定例農業委員会総会議事録

令和5年11月30日（木）午後1時30分から、伊予市役所において第6回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	18名
農地利用最適化推進委員	4名
事務局	次長 係長

### 議事日程

#### （議案）

第20号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
第21号	農地法第3条の規定による公売に係る買受適格証明願いについて	1件
第22号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
第23号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
第24号	非農地判断について	3件
第25号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1件
第26号	伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	2件
第27号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第5号）について	1件

#### （報告）

第5号	農地法第5条第1項の規定による届出について	1件
第6号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	5件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第6回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

それでは、開会にあたりまして●●会長職務代理者より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長職務代理者挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長職務代理者）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしく願いいたします。

議案第20号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	東京都	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	上野字本村●●	田	●●m <sup>2</sup>
	他●●筆	合計●●	m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の●●さんは、伊予市大平に●●専門店を運営されています。そちらのお店のパンフレットがこちらになります。●●さんは、●●販売をしていく中で、実際に自分で●●を栽培したいと思い立ち、約3年前に農業委員会に飛び込みで農地を借りたいと来られてから、紆余曲折を経てようやく申請にまでこぎつけました。最初は、草刈もしたことがない、さらには、農薬も使用しないとのことだったので、当時の委員の方々に相談し、草刈だけをしていて管理

に困っている農地はないか探してもらい、草刈の大変さを経験してもらったところからスタートしました。その後、2シーズンは周辺に迷惑がかからない程度に農地管理を経験し、今年の春ごろからは、苗を植え始めています。●●さんの就農計画は、議案説明書の3ページ～10ページです。このあとの、ご本人さんの発表と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんからの意見ををお願いします。

●● 推進委員

11月14日に現地にて、事務局と上野本村の●●さんそれと私が立ち会いましてこれからの農業経営の計画について説明を受けました。農業に関してはほとんど経験がない方ですが、●●栽培に非常に熱意を持っていらっしゃる、素晴らしい夢を語っていただきました。上野本村としましても、遊休農地が減るとともに、地域の活性化に繋がるということで非常にありがたいことだと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。番号1について委員の皆様からの質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、今日は本人さんにお越しいただいておりますので、本人さんからの発表に移りたいと思います。

議長

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

初めまして、自己紹介させていただきます。名前は、●●と申します。2019年に●●の専門店としてショップの開業届を出して、大平の方でお店を出していて、現在に至るのですけれども。そのショップをしている間に、●●協会というところで勉強をさせてもらって、ソムリエの資格を取ったんですが、そうすると、●●が好きな仲間と交流することになって、そうするといろんなところに農地を持っていらっしゃる方がいて、毎年そういったところにボランティアで収穫とか剪定とか搾油とかいうような作業をしに農地に行くようになりました。ショップをしながらなのでしょっちゅうはいけません、毎年行くようになって、そうこうしているうちに自分でも●●の木を育てたいと思う気持

ちが芽生えてきました。それで、何年か前から農業委員会にお邪魔して、農地を探していることを相談し始めて、ここならというところを見つけましてお願いしたところ、まだ農家としての経験がなかったものですから、ちゃんと管理ができるかどうかも分からなかったですし、その農地の所有者さんともいろいろ相談させていただきながら、自分で草刈りから初めて、少しずつ苗を植えていき、ちょっと1メートルくらいまで成長してきたかなというところですが、まだまだ生産するところには至らないんですが、これから、2、3年先を目途に自分では考えています。そのころには実がなり始めて、葉も収穫できるようになるという絵を描いているんですが、どのようになるか、自分では楽しみだなと思っています。営農計画の金額的なことはそちらに書かせていただいていることぐらいしか今のところは言えないんですが、まずは大きく育てるところから頑張っていきたいなと考えています。現状はそういうことを考えています。

議長

はい。ありがとうございます。私も現地を見てきたんですが、草刈も年に何度もされているようで、きれいに管理されていることが確認できました。皆様からのご意見、ご質疑はありませんでしょうか。

●● 農業委員

●●と言われたら、やっぱり●●が本場というか適地だと思うのですが、伊予市大平でもやっておるんですか。

●●さん

ショップの方が伊予市の大平で、農地の方は上野になります。上野郵便局から南の方へ上がっていったあたりに広い空地がありまして、そこを耕作できるようになりました。

●● 農業委員

最近、岩城島へ視察に行っただけですが、やはり●●にも適地、適作地というのがあると思います。今回の37アールの場所が●●に一番適しているのか、それが問題じゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●●さん

もちろんのことなので、●●の苗を買うところで、土地のpHを測っていただいて、●●はどちらかと言うとアルカリ性の土地の方が好ましいので、

そのあたりのことを測って調べたりもしています。あと、降雨量、日照時間、そういうのも書類には書かせていただいているんですが、伊予市の気候は全く問題なく、購入予定の土地は高台のようになっています、風も海から山からも結構入ってきて、やはり●●の木は風が大事になってきます。菌とかも付かないように風通しがよいところが良いとされていますので、そういう意味ではとても申し分ない所ではないかと思えます。

議長

はい、よろしいですか。他にございませんか。●●委員。

●● 農業委員

私も●●の木が見栄えがいいので、花木としては植えているんですけども、まだ実はなつたことはなくて、今後購入する機械の中に搾油の機械が入っていないようですけど、油を搾るときはどのようにするのでしょうか。

●●さん

搾油の機械は、イタリアから輸入をすると、300万円くらいするので、いまのところそれを購入して自分たちで搾るということは考えていなくて、うまく育てられるようになってからでも遅くはないかなと考えているんですけども、購入しなくてもできるように、小豆島や香川県の方をお願いできる場所は確保してあります。なので、まずはこの3、4年きちんと実るように頑張ってお育てしていきたいなと考えています。

議長

唐川の方にも入口の方に10本くらい植わっているところがあって、みたことはありますか。

●●さん

はい。20本くらいあります。

議長

先輩方の方が、いろいろ詳しいと思いますので、是非ご意見があればよろしくをお願いします。

●● 農業委員

大平の方で植えとるのは、10年くらい経つが1個も実がなっていないが。

●●さん

はい。私も通るたびに気になってちょこちょこ見ているんですけども。

●● 農業委員

10年以上経って木も太くなってるのに、実らないのでは意味がないのでは。

●●さん

はい、私も通った時に車を止めて見てみたりしているのですが、実っている木と実っていない木が明らかで、私が剪定とかをしているのではないので、こういった管理をしているのか分かりませんが、剪定の仕方によっても実の付き方は変わってきますし、豊作になっている木も見ることがないので、どのように管理されているのかなとは思っています。

●● 農業委員

通常、何年ぐらいしたら実をつけだすのか。

●●さん

私が植えている苗は、安くて小さい苗を植えているので、うちの場合は4、5年はかかるのではないかと思うのですが、木にも個体差があって同じに植えているのに成長しているのもあればしてないのもあるので、一概には言えないのですが、3、4年は実をならさないようにしたほうが木がちゃんと成長すると思うので、それまで我慢して4、5年目からならせるようにしたほうがいいんじゃないかなと今のところは思っています。

議長

あらためまして、委員の皆さまからのご質疑はありませんか。他にないようでしたら、●●さんにはご退出いただきます。ありがとうございました。

(●●さん退出)

議長

あらためまして、委員の皆さまからのご質疑はありませんか。無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。続いて、番号2、3につきまして、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

### 2番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉字拂川	●●	田 ●●m <sup>2</sup>

### 3番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉字拂川	●●	田 ●●m <sup>2</sup>

譲受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類	売買による所有権移転
-------	------------

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2・3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2、3について、地元委員さんからの説明をお願いします。

#### ●● 推進委員

まず●●さんのほうは、前回、先月も耕作している農地を全て売却して廃業するという強い意志を固めておられる方で、その続きということになります。

●●さんは、お勤めをされながら親から譲り受けている田んぼと畑を現在も耕作していきまして、田んぼには米、畑にはマドンナ、甘平、レモンをされていて、まさに書かれているとおり経営規模拡大にあてはまることで、なんら不安なことはございません。是非、よろしくをお願いします。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2、3につきまして、委員の皆様からの御質疑

はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2、3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2、3について承認いたします。  
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	今治市	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字勘次郎替地	●●	田 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。  
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんからの意見をお願いします。

#### ●● 推進委員

●●さんは、田をやっていますが、今回譲り受ける場所はしばらく耕作をしていなくて草ぼうぼう、根もしっかり張っているようですが、ユンボも持っていて自分でするそうです。それと自分の農地はきちんと管理できているので十分対応できると思います。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。続いて、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 5番

譲渡人	今治市	●●	さん	
譲受人	上三谷	●●	さん	
申請地	上三谷字勘次郎替地	●●	畑	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人)	家庭菜園		
	(譲渡人)	農地管理困難		
権利の種類	売買による所有権移転			

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。議案説明書11ページに農地と自宅の位置関係を示しています。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは、奥さんが相当意欲のある方で、お願いしに行ったときには、やらせてほしいと即答で返事をいただきました。自宅の隣で十分やっていると

思います。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 6番

譲渡人	大阪府	●●	さん
譲受人	大平	●●	さん
申請地	大平字武領	●●	田 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんからの意見をお願いします。

●● 農業委員

現地の方を確認したところ、本人の所有している土地の隣接したところとい

うことで、面積的には小さいのですが、家庭菜園なんかをやるのには便利なところかと思えます。サラリーマンを定年後農業をやられていて、実家の方も農業で、長男さんから分けていただいて、農業を7年くらいやっておられて経験がありまして、だいたい果樹を80アールくらい栽培しています。非常に熱心な方で、私の地域の●●でもありますし、熱心な方で、まじめな方だと思います。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 7番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字十合	●●	畑 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ7番のとおりです。  
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

また、地元委員さんが本日欠席されていますが、意見を伺っていますので代読させていただきます。

申請地は、譲受人の●●さんの自宅の隣で、西側の畑も●●さん所有で一体的に耕作できるようになります。●●さんは定年退職後、引き続きお仕事もされていますが、時間的な余裕ができたので今後は耕作面積を広げても良いというお気持ちもあるようで、地元としても期待しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。とのことです。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

## 8番

事務局

譲渡人	松山市	●●	さん	
譲受人	大平	●●	さん	
申請地	大平字四ツ松	●●	田	●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	田	●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	田	●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大		
	(譲渡人)	農地管理困難		
権利の種類	贈与による	所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんからの意見をお願いします。

●● 農業委員

現地を確認しましたところ、知っている方だったので話をしたんですけども、サラリーマン定年後、年齢的には●●歳なんですけど、非常にまじめな方です。主に水田、今回の申請の件を含めて、だいたい60アールくらい水稻栽培を耕作しています。●●さんは●●さんの土地を●●さんのお父さんの代から小作をしていたということで、70年くらいやっているそうです。現在●●さんは、子供さんのいる松山の方へ出て行って、土地の管理が大変だということで、所有権移転を持ち掛けたのは●●さんの方だったようですが、田んぼのコンクリート畦の修理が必要になったことで、贈与の話になりそうということなんです。倉庫の管理も●●さんがされているまじめな方なのでどうぞよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。  
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**9番**

譲渡人	伊予郡砥部町	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	三秋字大ヶ市甲 896 番 1	田	1,751 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ9番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号9について、地元委員さんからの意見をお願いします。

**●● 農業委員**

私の方にこの件が初めて耳に入ったのは、●●さんという方が農業委員会の方にお話があったということで聞きまして、●●さんという譲渡人は、元三秋に住んでいた方のお兄さんの奥さんの名義になっているということであります。11月の初めに、代表取締役社長の●●さんと現地を一緒に行きまして土地を見ました。現在は、耕作放棄地で何年も放棄している状態で、かなり木も生い茂っている状態であります。本人さんに聞きますと、ユンボ等で掘り起して整地し、その後、梅を植えるということでした。以前にも●●さん、●●さんのお名前は何度かお見かけしたと思います。現地を見に行った時には、隣の荒れ地も欲しいという話もあったりしたんですが、本人さんも若いですし、まだまだ面積を増やしたい。耕作放棄地を探しているということでした。熱心にやられるタイプだとお見受けしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 10番

譲渡人	八倉	●●	さん	
譲受人	宮下	●●	さん	
申請地	八倉字高殿	●●	畑	●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	畑	●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	畑	●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積		●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大		
	(譲渡人)	農地管理困難		
権利の種類	贈与による所有権移転			

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ10番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんからの意見をお願いします。

### ●● 推進委員

先月の総会で皆様にご承認いただいた案件に関連しております。先月は簡易ハウスとか、周囲の柑橘で7反ほど●●さんが購入することで承認いただいたのですが、その周辺のちょっとしたところも含めてということで追加でございます。彼は非常に熱心で、土地も買ってやると張り切っていますのでご承認いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号10につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら、番号10にについて賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

それでは、議案第21号農地法第3条第1項の規定に基づく競(公)売に係る買受適格証明願いについて、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

買受適格証明願いとは、裁判所で競売にかかった農地や税務署などで公売にかかった農地に入札をしようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となります。これを買受適格証明と言います。今回の公売では、農地としての利用目的なので、農地法の規定に従い、農地法第3条の審査基準に基づき審査し、許可の見込みがあるかを判断していただきます。議案20号の3条申請による権利移動と審査内容は同じです。それでは、議案について説明いたします。

### 1番

買受人	下吾川 ●● さん
申請地	下吾川字柳●● 田 ●●m <sup>2</sup>
買受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	経営規模拡大
権利の種類	公売による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の12ページ1番のとおりです。

今回の申請は、地元委員が●●農業委員さんになりますので、現地確認は●●委員にお願いしましたが、本日欠席のため、●●委員からの意見を事務局から発表させていただきます。

現地を確認しましたが、稲刈りが終わった後で今年も耕作されている農地でした。今年耕作されていた方に購入の意思がないのかを確認しましたが、買ってまで耕作するつもりはないとのことでした。●●さんは地元から推薦されて農業委員をされている方で、周辺で耕作されている方も問題ないとのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。とのことでした。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求め、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号1

議案説明書は13頁、申請地説明図は2頁から4頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町大久保、●●さん、●●才。土地所在地は、双海町大久保字ヒジキ●●、田、●●㎡ 外1筆。面積計●●㎡。転用目的は倉庫兼加工場及び焼却設備、転用面積は同じく●●㎡です。今回の転用に至る理由でございますが、申請者は、●●業を営み、事業拡大に伴う新たな加工場等が必要となったため、既存の加工場等に隣接する申請地を転用すべく本申請に至ったものです。申請地は双海町大久保に位置し、10ha以上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

現地確認をしたのですが、特段支障はないように思いました。ご審議のほどよろしくおねがいします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。続いて、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 番号1

議案説明書は14頁、申請地説明図は5頁から7頁をご覧ください。譲渡人は、米湊の●●さん、●●才。譲受人は、米湊の●●。土地所在地は、尾崎字宮下●●、畑、●●㎡。転用目的は露天資材置場、転用面積は同じく●●㎡です。

今回の転用に至る理由でございますが、譲受人は、●●業を営み、露天資材置場として利用している用地に隣接する申請地と合わせて、一体的に利用することで効率化を図るため、申請地を転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は、尾崎に位置し、10ha以上の農地の広がりが無い第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

今の、事務局からの説明のとおりでありまして、現地も確認しましたが問題のない土地だと思いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号2

申請地説明図は8頁から10頁をご覧ください。譲渡人は下三谷の●●さん、●●才。譲受人は下三谷の●●。土地所在地は、下三谷字寶福寺●●の田、●●m<sup>2</sup>外1筆。面積計●●m<sup>2</sup>。転用目的は露天駐車場、転用面積は同じく●●m<sup>2</sup>です。今回の転用に至る理由でございますが、譲受人の●●に来訪する●●のほとんどが自動車で来訪すること、また周辺地域への安全性の観点から駐車場の整備が必要となったため、●●に近接する申請地を転用すべく本申請に至ったものです。

申請地は下三谷に位置し、10ha以上の農地の広がりが無い第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

現地を見てみましたが、特に支障のないものと思われます。よろしくお願  
いします。

議長

ありがとうございます。番号2について、委員の皆様からの御質疑はござい  
ませんかでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします  
ます。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
それでは、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号3

譲渡人は、下三谷●●さん ●●才、譲受人は、上三谷の●●。土地所在地  
は、上三谷字三色谷●●、畑、●●㎡。転用目的は露天資材置場、転用面積は  
同じく●●㎡です。今回の転用に至る理由でございますが、譲受人は、●●業  
を営み、事業拡大のため新たな露天資材置場が必要となり、本社に近接する申  
請地を転用すべく本申請に至ったものです。申請地は上三谷に位置し、10ha 以  
上の農地の広がりがない第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に  
支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

私が、地元委員ですのでご説明いたします。当該土地は、青地農地のところ

だったんですが、私どもの前の期の農業委員会で青地からの除外の判断をしていただいてまして、場所的に言いますと、雨の影響で土地がすごくえぐれてしまっている状態であります。今度の譲り受けられる業者さんは、そういうところもちゃんとしていただけるということで、地元としては安心をしているところです。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

番号3について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

(山下宗教農業委員着席)

続きまして、8ページをご覧ください。議案第24号、非農地判断について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。事務局の説明をお願いします

事務局

#### 番号1

議案説明書は15頁、申請地説明図は14頁から17頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、砥部町川井の●●さん。土地所在地は、三秋字カラス谷●●、畑、●●㎡、外4筆、面積計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は、令和3年4月に相続により当該農地を所有したものの、農業も経験もなく、相続した時点で山林化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

先ほど事務局からご説明があった通りでございます。私も、よく土地の横を

通るわけなんですけれども、山林化しておりますもう農地としては無理のようなところがございますので、非農地判断のご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
それでは、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号2

申請地説明図は18頁から20頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、稲荷、●●さん、●●才。土地所在地は、稲荷字替地●●、田、●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は、平成元年に申出地を分筆した際、形状が三角形となり、面積も狭小のため耕作放棄となつてから30年以上経過したとのことです。現在、すでに原野化しており、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの意見ををお願いします。

### ●● 農業委員

この場所は、既に埋め立てられているような場所で、農地として利用することは不可能だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
それでは、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### **番号3**

申請地説明図は21頁から23頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、今治市唐子台東の●●さん。土地所在地は、上三谷字三色谷●●、畑、●●m<sup>2</sup>。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は、令和4年10月に相続により当該農地を所有したものの、農業経験もなく、平成10年頃から山林化していたとのことで、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

### **●● 推進委員**

前回、非農地判断をした農地に隣接しているところで、まわりも山になっております。前回も山林に変更している同じ地域ですのでよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて9ページ。議案第25号、伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 番号1

議案説明書は16頁、申請地説明図は24頁から26頁をご覧ください。申出人は、上三谷の●●さん、●●才、●●さん、●●才。土地所有者は、上三谷●●さん●●才。土地所在地は、上三谷字登り内●●、田、●●㎡、外1筆、面積計●●㎡です。農家住宅への転用を目的とした、伊予農業振興地域計画27号計画の変更による農振除外です。

今回の申出に至った理由でございますが、申出人は、勤務の傍ら両親と共に農業に従事する将来の農業後継者であります。現在、居住している賃貸住宅が手狭となり、住宅用地を探していたが、申出人のひとり●●さんの父親が所有する農地以外に適切な候補地がなく、また、将来、両親の介抱が容易な場所でもあるため、申出地に農家住宅を建設すべく本申請に至ったものです。本事案は、伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められ、また、農振法第13条第2項の規定に基づく各要件についても、特に支障がないことから、農用地区域からの除外について、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、地元委員として意見を述べさせていただきます。ご本人さんたちともお話をさせてもらいまして、特別問題はなかろうと思いますので、皆さんのご審議をお願いします。

番号1について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、議案書10ページをお開きください。議案第26号、非農地判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 番号1

議案説明書は17頁、申請地説明図は27頁から29頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、双海町上灘、●●さん、●●才。土地所在地は、双海町上灘字竹ノ下●●、畑、●●㎡。外1筆、面積計●●㎡です。住宅敷地への転用を目的とした農振除外の申出となります。

今回の申出に至る理由でございますが、申出人は、平成26年1月に相続により申請地を所有しておりますが、約40年前に自宅裏で土砂崩れが起きた際、その土砂の取扱に苦慮し申出地に盛土して以降、農地としての利用をしていないとのことです。今回、当時の関係法令に対する認識不足を改め、適切な手続きを行うべく、本申出に至ったものです。農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について特に支障がないことから、本事案は、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

●●委員に代わり、事務局から担当委員の意見をお願いします。

事務局

担当委員は、●●委員にお願いしましたが、本日欠席ですので事務局から●

●委員の意見を報告させていただきます。

今回の案件につきましては、特に支障がないのでよろしくお願ひしますとのことです。

議長

番号1について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

それでは、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 番号2

申請地説明図は30頁から32頁をご覧ください。申出人及び土地所有者は、稲荷の、●●さん、●●才。土地所在地は、稲荷字替地●●、畑、●●㎡。露天駐車場及び露天資材置場を目的とした農振除外の申し出となります。

申出人は、●●工事請負業を営んでおりますが、平成30年頃から事業の効率化を図るため、申出地を露天駐車場、露天資材置場として利用してきたとのこと。今回、当時の関係法令に対する認識不足を改め、適切な手続きを行うべく、本申出に至ったものです。農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について特に支障がないことから、本事案は、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

事務局の説明のとおりですが、現地は農地とは関係ないような土地で、住宅の中にぽつんと落ち込むような場所で、農地としては使えないような場所です。

議長

番号2について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

それでは、議案書11ページをお開きください。

議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第5号）について、次のとおり農業委員会の承認を求める。この議案は件数が多いので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

25期になってから、初めての議案になりますので補足説明をさせていただきます。農用地利用集積計画とは、農地を貸したい所有者と、経営規模の拡大を図りたい農家の間で、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りを行うことです。市が農用地利用集積計画を定め、農業委員会の決定を経て、計画が公告されることにより、利用権が設定されます。この方法で貸し借りをすることを利用権設定とか利用権と言われることが多いです。この用紙が、申請のための申出書になります。伊予市では、6月1日開始分と12月1日開始分の年2回申請を受付しています。今回は、12月1日開始の農業委員会の決定審議です。貸し借りの期間は、3年・6年・10年の3パターンに統一しています。5年と書かれる方が多いのですが、5年はありませんので注意してください。なお、この利用権設定事業は、来年、令和6年度が最後になり、令和7年度からは中間管理事業に統一されます。

それでは、お配りしております別冊、議案第27号、令和5年度第5号「農

用地利用集積計画集計表」をご覧ください。

今回の利用権設定の申し出合計は、38筆、85,551㎡でした。3条申請や農地中間管理機構の貸し借りでは、1件1件審議をしますが、農用地利用集積計画では全体を一括して審議します。以上です。

議長

議案第27号について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

このやり方で、貸し借りをしている方もいるとは思いますが、それ以外にもお互いだけの約束で貸し借りしている方もいると思いますが、そういった場合はどうなるのですか。

事務局

口約束でやっている場合は、農業委員会としては把握できません。この利用権を使って貸し借りするメリットは、期限が来ると必ず所有者に戻ってくるとのこと。永小作のように、半分取られたみたいないないことがないので、所有者にとって安心ができる貸し借りになります。また、他のやり方に比べて簡単な書類ですので、そういった点もこの制度を使う方が多い理由でもあります。

議長

その他、ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

年貢だと思いののですが、5,000円とか、米1袋とか。これは賃貸料ですか。

事務局

はい、その通りです。何も書かれていないのは、無償、使用貸借の契約になります。最近、無償のものが増えてきています。

●● 農業委員

年単位の契約ですか、それとも一括ですか。

事務局

ここに記載されているのは、年単位です。

議長

他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第27号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第27号について承認いたします。

それでは、報告事項に移ります。議案書12ページをお開きください。

報告第5号農地法第5条第1項の規定による届出について、報告事項ですので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は、松前町の●●さん。譲受人は、大洲市の●●さん。土地所在地は、尾崎字手路●●、畑、●●㎡。転用目的は露天駐車場で、転用面積は同じく●●㎡。所有権移転によるものです。

番号2

譲渡人は、下吾川の●●さん、●●才。譲受人は、下吾川の●●。土地所在地は、下吾川字南西原●●、畑、●●㎡。転用目的は事務所及び作業所で、転用面積は同じく●●㎡。所有権移転によるものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第5号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。

議案書12ページをお開きください。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。報告事項ですので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

今回5件の届出がありました。

1番

貸出人	京都府	●●	さん
借受人	尾崎	●●	さん
届出地	尾崎●●	田	●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

2番

貸出人	尾崎	●●	さん
借受人	尾崎	●●	さん
届出地	尾崎●●	田	●●m <sup>2</sup>
	尾崎●●	田	●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

3番

貸出人	伊予郡砥部町	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
届出地	下三谷●●	田	●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

4番

貸出人	伊予郡松前町	●●	さん
借受人	下三谷	●●	さん
届出地	下三谷●●	田	●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃借権設定		

5番

貸出人	上野	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
届出地	上野●●	田	●●m <sup>2</sup>

上野●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 賃借権設定  
以上です。

議長

ありがとうございます。報告第6号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に進みます。  
それでは事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は12月26日(火曜日)午後3時より、いつもとは会場を変更してウェルピア伊予で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第7回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

議長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時6分 閉会)

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---